

熊谷市監査委員公告第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和5年2月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

令和4年度総合政策部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

企画課、財政課、施設マネジメント課、人権政策課、デジタル推進課、
スポーツ観光課、ラグビータウン推進課

(2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

(1) 収入事務

- ① 帳票等と現金は突合しているか。
- ② 必要な帳簿類は整備されているか。
- ③ 納入の通知は適正に行われているか。
- ④ 補助金申請の手続は適切にされているか。
- ⑤ 債権管理は適正に行われているか。

(2) 支出事務

- ① 必要な手続は行われているか。
- ② 適正な支出となっているか。

(3) 契約事務

- ① 安易な随意契約を採用していないか。
- ② 契約の履行に問題はないか。
- ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
- ④ 検査結果通知書等は作成されているか。

(4) 補助金

- ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
- ② 実績報告書を提出させているか。

(5) 負担金

- ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
- ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。

(6) 財産管理

- ① 返納手続をせずに処分していないか。
- ② 備品の登録に漏れはないか。

(7) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 埼玉県分権推進交付金
- (ウ) 結婚新生活支援事業費補助金
- (エ) 法人事業税交付金
- (オ) 埼玉縣市町村振興協会市町村交付金
- (カ) 土地貸付収入
- (キ) 土地売払収入
- (ク) 生活相談員設置費補助金
- (ケ) 住宅資金貸付金元利収入「元金」
- (コ) 住宅資金貸付金元利収入「利子」
- (サ) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
- (シ) 地域ポータルサイト広告料収入

イ 支出事務

- (ア) 政策推進業務経費「情報通信費」
- (イ) 財政業務経費「事務機器借上料」
- (ウ) 水道事業繰出事業「負担金」
- (エ) 財産管理業務経費「手数料」
- (オ) 財産管理業務経費「負担金」
- (カ) 隣保館管理運営経費「器具購入費」
- (キ) 情報管理業務経費「施設その他修繕料」
- (ク) 情報管理業務経費「使用料(住民情報系システムサービス使用契約)」
- (ケ) 体育施設等管理運営経費「施設その他修繕料」
- (コ) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業「器具購入費」
- (サ) 「総合戦略」スクラム！クマガヤ推進事業「印刷費」

ウ 契約事務

- (ア) 熊谷市バスロケーションシステム運用業務
- (イ) ふるさと熊谷応援寄附金特典制度特典品発送等業務委託
- (ウ) 大原グラウンド高木剪定業務委託
- (エ) 大原グラウンド樹木伐採業務委託
- (オ) 熊谷地区公共用地雑草刈払い業務委託①
- (カ) 熊谷地区公共用地雑草刈払い業務委託②
- (キ) 熊谷市春日文化センター建築設備定期点検業務委託
- (ク) 令和3年度熊谷市ITアドバイザー支援業務
- (ケ) 住民情報系システム運用サポート業務委託
- (コ) 内部情報系電算システム運用支援業務委託
- (サ) 熊谷市電子計算機室冷暖房機保守業務委託
- (シ) 東京2020オリンピック聖火リレー看板の作製、設置、撤去及び必要となる申請等業務委託

- (ス) 荒川公園周辺再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託
- (セ) スクマム！クマガヤ新宣言に係る新聞広告制作・掲載業務委託
- (ソ) スクマム！クマガヤ・埼玉パナソニックワイルドナイツコラボナーフラッグ作製・設置・管理業務
- (タ) 「スクマム！クマガヤ」ブランド広報物デザイン制作等業務委託

エ 補助金

- (ア) 熊谷市ゆうゆうバス運行経費補助金
- (イ) 熊谷市同和対策振興補助金
- (ウ) 令和3年度特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金
- (エ) 選抜高校女子サッカー大会「めぬまカップ」 in 熊谷実行委員会補助金
- (オ) 熊谷市スポーツコミッションスポーツ大会等開催助成金及び熊谷市スポーツ大会等の開催に係る輸送警備等助成金
- (カ) 熊谷市「STOPコロナ」観光バス・宿泊施設応援事業支援金
- (キ) 熊谷市ラグビーウォールギャラリー設置工事補助金
- (ク) 熊谷市ジャパンラグビーリーグワン開催運営補助金

オ 負担金

- (ア) 秩父鉄道整備促進協議会負担金
- (イ) 熊谷人権擁護委員協議会助成金
- (ウ) 埼玉県隣保館連絡協議会負担金
- (エ) 地方公共団体情報システム機構が提供するサービスに係る一般事業負担金
- (オ) 2023全国さくらシンポジウム in 熊谷実行委員会負担金
- (カ) 埼玉パナソニックワイルドナイツ優勝パレード負担金

カ 財産管理

備品台帳一覧表

キ その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) 郵便切手受払簿
- (ウ) 販売物品数管理表
- (エ) 予算流用伺書
- (オ) 配当替伺書
- (カ) 目的外執行協議書

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、企画課、財政課、施設マネジメント課、人権政策課、デジ

タル推進課、スポーツ観光課、ラグビータウン推進課、市役所603会議室(東)

(2) 監査期間

令和4年9月30日から令和4年11月25日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿に記入漏れや記入誤り、出納員が出納簿を確認されていないといったことが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条、第92条及び第103条に基づき適正に事務処理を行うべきである。

【企画課、人権政策課、スポーツ観光課】

イ 熊谷市スポーツ振興基金寄附金の納入について、払込みが即日又は翌日までに行われていないものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【スポーツ観光課】

(2) 支出事務

ア 財産管理業務経費「手数料」の土地鑑定評価業務委託について、50万円を超える業務委託が随意契約されていたので、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【施設マネジメント課】

イ 情報管理業務経費「使用料」の住民情報系システムサービス使用契約について、見積書に日付の記入がなかった。また、契約約款に定められた検査結果通知がされていなかったもので、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【デジタル推進課】

(3) 契約事務

ア 熊谷市バスロケーションシステム運用業務、ふるさと熊谷応援寄附金特典制度特典品発送等業務委託について、契約伺いに見積書の添付がなかったものや、契約約款に定められた完了通知書がないもの、検査結果通知がされていなかったものがあったので、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【企画課】

イ 内部情報系電算システム運用支援業務委託及び熊谷市電子計算機室冷暖房機保守業務委託について、契約伺いに添付された見積書に日付の記入がなかったもので、適正な事務処理を行うべきである。 【デジタル推進課】

(4) 補助金

熊谷市ゆうゆうバス運行経費補助金について、要綱に定めのない様式を使用した手続があったので、要綱に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【企画課】

(5) 負担金

指摘事項なし。

(6) 財産管理

ア 備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【施設マネジメント課、人権政策課、スポーツ観光課】

イ すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【財政課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

施設使用料の減免について

市保有の体育・スポーツ施設のほとんどは、地方自治法第244条の2に基づく指定管理制度を活用し、有効利用を図っているところである。

特に、熊谷市立市民体育館をはじめ7施設については、公益財団法人熊谷市スポーツ協会が、平成18年からスポーツを通じて、市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の向上に寄与するため、設置目的に沿って指定管理業務を遂行している。

ところで、施設の使用料（利用料金）は、指定管理者の収入として収受することができるが、市をはじめ一定の公的団体については、個別に100%ないし50%の減免規定が適用されている。

今回の総合政策部の定期監査に連動して、公益財団法人熊谷市スポーツ協会について、その運営状況を実地に監査したところ、熊谷市立市民体育館で月2回、籠原体育館では不定期に、障がい者で構成する2グループの利用が確認され、かつ、減免対象団体となっていない事実を把握した。

使用料等の減免は、受益者負担の例外であり、市民全体の平等性や公平性の確保という観点から現にやむを得ない場合に限定する必要性は認めるものの、東京パラリンピックのレガシーである「障がい者の個性を重んじ、スポーツを通じて社会参加を推進し、活力ある社会の創造と、健常者と障がい者との一元化施策を図り、活力あるインクルーシブな共生社会を創造する」を本市として具現化するためにも、早急に減免基準を改定するよう指定管理者と協議すべきである。